

琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会設置要綱

1 名称

この会議は、琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 目的

協議会は、都市再生本部で決定された都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」の実現を図るため、関係省庁及び関係地方公共団体等が、流域全体での一体的な取組体制を構築し、再生計画を策定し、推進するために設置するものである。

3 協議会の所掌事務

協議会は、次に掲げる事項に関して再生計画を策定し、推進する。

- (1) 琵琶湖・淀川流域の生態系、景観等の再生
- (2) 水環境の改善による都市の再生
- (3) 水を軸とする流域内の交流・連携の再生

4 協議会の構成

協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

5 座長

協議会を主宰するため、座長を置く。

座長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長とする。

6 協議会の開催

協議会は、座長の招集により随時開催する。

座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

再生計画その他の協議会の所掌に係る事項は、協議会の合議により決定する。

7 幹事会

協議会に幹事会を置く。

幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。

幹事会に幹事長を置き、協議会の座長がこれを指名する。

幹事会は、協議会の所掌事務の実施に関する協議及び調整を行う。

幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。

8 ワーキンググループ

幹事会に必要な応じワーキンググループを置くことができる。

9 事務局

協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

事務局の運営は、国土交通省近畿地方整備局企画部において行う。

10 その他

本要綱の改正は、座長が協議会に諮って行う。

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会の委員に諮って定める。

11 施行日

平成16年4月22日

協議会名簿 1 / 2

| 機関名 | 委 員 |
|--------|------------------------|
| | 役職 |
| 国土交通省 | 土地・水資源局 水資源部 水資源計画課長 |
| | 都市・地域整備局 大都市圏整備課長 |
| | 河川局 河川計画課長 |
| | 近畿地方整備局 企画部長 |
| | 近畿地方整備局 建政部長 |
| | 近畿地方整備局 河川部長 |
| | 近畿地方整備局 港湾空港部長 |
| | 近畿運輸局 交通環境部長 |
| | 近畿運輸局 海事振興部長 |
| 総務省 | 消防庁 防災課長 |
| 文化庁 | 文化財部 記念物課長 |
| 厚生労働省 | 健康局 水道課長 |
| 農林水産省 | 農村振興局 整備部 農村整備課長 |
| | 近畿農政局 企画調整室長 |
| | 近畿農政局 農村計画部長 |
| | 近畿農政局 整備部長 |
| 林野庁 | 森林整備部 計画課長 |
| | 近畿中国森林管理局 計画部長 |
| 水産庁 | 漁港漁場整備部 計画課長 |
| 経済産業省 | 経済産業政策局 地域経済産業G 産業施設課長 |
| | 近畿経済産業局 産業部長 |
| 環境省 | 水環境部 水環境管理課長 |
| | 近畿地区環境対策調査官事務所長 |
| | 自然環境局 自然環境計画課長 |
| | 自然環境局 近畿地区自然保護事務所長 |
| 三重県 | 地域振興部長 |
| | 県土整備部長 |
| 滋賀県 | 琵琶湖環境部長 |
| | 農政水産部長 |
| | 土木交通部長 |
| 京都府 | 企画環境部長 |
| | 農林水産部長 |
| | 土木建築部長 |
| 大阪府 | 企画調整部長 |
| | 環境農林水産部長 |
| | 土木部長 |
| 兵庫県 | 県民政策部長 |
| | 県土整備部長 |
| 奈良県 | 企画部長 |
| | 土木部長 |
| 京都市 | 総合企画局長 |
| 大阪市 | 計画調整局理事 |
| 大津市 | 企画部長 |
| オブザーバー | 内閣官房 都市再生本部 参事官 |

協議会名簿 2 / 2

| 機関名 | 幹 事 |
|--------|------------------------------------|
| | 役職 |
| 国土交通省 | 土地・水資源局 水資源部 水資源調査室 専門調査官 |
| | 都市・地域整備局 大都市圏整備課 課長補佐 |
| | 都市・地域整備局 公園緑地課 課長補佐 |
| | 都市・地域整備局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 |
| | 河川局 河川計画課 企画専門官 |
| | 近畿地方整備局 企画部 企画調整官 |
| | 近畿地方整備局 企画部 環境調整官 |
| | 近畿地方整備局 企画部 広域計画課長 |
| | 近畿地方整備局 建政部 都市調整官 |
| | 近畿地方整備局 建政部 公園調整官 |
| | 近畿地方整備局 建政部 計画管理課長 |
| | 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長 |
| | 近畿地方整備局 河川部 河川環境課長 |
| | 近畿地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長 |
| | 近畿運輸局 交通環境部 情報・防災課長 |
| | 近畿運輸局 海事振興部 旅客課長 |
| | 近畿運輸局 海事振興部 船舶産業課長 |
| | 総務省 |
| 文化庁 | 文化財部 記念物課 課長補佐 |
| 厚生労働省 | 健康局 水道課 課長補佐 |
| 農林水産省 | 農村振興局 整備部 農村整備課 課長補佐 |
| | 近畿農政局 企画調整室 調整官 |
| | 近畿農政局 農村計画部 事業計画課長 |
| | 近畿農政局 整備部 農村整備課長 |
| 林野庁 | 森林整備部 計画課 課長補佐 |
| | 近畿中国森林管理局 計画部 計画課長 |
| 水産庁 | 漁港漁場整備部 計画課 課長補佐 |
| 経済産業省 | 経済産業政策局 地域経済産業G 産業施設課 課長補佐 |
| | 近畿経済産業局 産業部 産業立地課長 |
| 環境省 | 水環境部 水環境管理課 課長補佐 |
| | 近畿地区環境対策調査官事務所 次席環境対策調査官 |
| | 自然環境局 自然環境計画課 専門調査官 |
| | 自然環境局 近畿地区自然保護事務所 自然再生事業専門官 |
| 三重県 | 地域振興部 資源活用室長 |
| | 県土整備部 河川室長 |
| 滋賀県 | 琵琶湖環境部 管理監(水政課長事務取扱) |
| | 農政水産部 水産課長 |
| | 農政水産部 耕地課長 |
| | 土木交通部 河港課長 |
| 京都府 | 企画環境部 企画総務課 参事(事業推進室長) |
| | 農林水産部 林務課 参事(緑の公共事業推進プロジェクト総括リーダー) |
| | 土木建築部 河川課長 |
| 大阪府 | 企画調整部 企画室 課長(広域調整担当) |
| | 環境農林水産部 環境農林水産総務課長 |
| | 土木部 河川室 河川整備課長 |
| 兵庫県 | 県民政策部 政策室 政策担当課長 |
| | 県土整備部 土木局 河川計画課長 |
| 奈良県 | 企画部 地域政策課長 |
| | 土木部 河川課長 |
| 京都市 | 総合企画局 政策推進室 政策企画課長 |
| 大阪市 | 計画調整局 企画調整部 計画管理担当課長 |
| 大津市 | 企画部 企画政策課 参事 |
| オブザーバー | 内閣官房 都市再生本部 参事官補佐 |